

# ANA グループ人権方針

ANA グループは、「世界のリーディングエアライングループ」となるうえで、自らの事業活動において影響を受けるすべての人びとの人権が尊重されなければならないことを理解し、これらの人びとが尊厳を守られ、敬意を払われるように力を尽くします。

## 1. 位置づけ

ANA グループは、国際人権章典（世界人権宣言と国際人権規約）、労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関の宣言、国連グローバル・コンパクトの10原則、および国連のビジネスと人権に関する指導原則を基に、ANA グループ人権方針（以下、本方針）を定め、人権尊重の取り組みを推進していきます。また本方針は、グループ経営理念、経営ビジョン、行動指針（ANA's Way）に基づき、人権尊重の取り組みについての約束を示すものです。

## 2. 適用範囲

本方針は、ANA グループの全役職員（役員・正社員・契約社員を含む、すべての社員）に対し適用されます。また、ANA グループは、ビジネスパートナーおよびサプライヤーに対して、本方針を支持し、同様の方針を採用するように継続して働きかけ、協働して人権尊重を推進します。

## 3. 人権尊重の責任

ANA グループは、自らの事業活動において影響を受ける人びとの人権を侵害しないこと、また自らの事業活動において人権への負の影響が生じた場合は是正に向けて適切に対処することにより、人権尊重の責任を果たします。ビジネスパートナーやサプライヤーにおいて人権への負の影響が引き起こされている場合には、影響力を行使し、適切な対応をとるよう促します。ANA グループは、本方針実施の責任者（チーフ CSR プロモーションオフィサー）を置き、当該責任者は本方針が遵守されているか監督する責任を負います。

## 4. 適用法令の遵守

ANA グループは、日本国はもとより、事業活動を行うそれぞれの国または地域における法と規制を遵守するとともに、国際人権基準を最大限尊重し、積極的に推進します。

## 5. 教育

ANA グループは、自らの役職員に対し、適切な教育を行います。

## 6. 人権デューディリジェンス

ANA グループは、国連のビジネスと人権に関する指導原則において詳述される手順に従って人権尊重の責任を果たすため、人権デューディリジェンスの仕組みを構築し、これを継続的に実施します。人権デューディリジェンスとは、自社が社会に与える人権への負の影響を防止または軽減するために、予防的に調査・把握を行い、適切な手段を通じて是正し、その進捗ならびに結果について外部に開示する継続的なプロセスを言います。

## 7. 対話・協議

ANA グループは、本方針の一連の取り組みにおいて、独立した外部からの人権に関する専門知識を活用するとともに、私たちの事業の影響を受ける人びととの有意義な協議を、誠意をもって行います。

制定年月日 2016年4月1日  
ANA ホールディングス株式会社  
代表取締役社長

片野坂 真哉